

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第2号 助産施設に関する規則の一部を改正する規則
.....（こども福祉課）…2

告 示

- 告示第21号 道路の占用を制限する区域の指定
.....（建設総務課）…2
○告示第22号 市道路線の区域の変更.....（建設総務課）…2
○告示第23号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…2
○告示第24号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止
.....（介護保険課）…3

公 告

- 告第11号 自治功労者等の表彰.....（秘書広報課）…3

消 防 本 部

- 訓令甲第3号 宇治市消防職員表彰規程の一部を改正する規程
.....3

農 業 委 員 会

- 告示第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積を廃止する告示.....4

規 則

助産施設に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月17日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第2号

助産施設に関する規則の一部を改正する規則

助産施設に関する規則（昭和43年宇治市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

宇治市告示第21号

道路の占用を制限する区域の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、令和5年3月17日から同月31日まで縦覧に供します。

令和5年3月17日

宇治市長 松村 淳子

1 道路の種類及び路線名

道路の種類 幹線市道

路線名 宇治白川線

2 占用を制限する区域

宇治市宇治老番地先から宇治市宇治折居地先までについて、道路法第18条第1項の規定により決定した道路の区域（同項の規定による道路の区域の変更により今後道路の区域となるものを含む。）

3 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設に係るものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

4 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 占用の制限の開始の日

令和5年4月1日

宇治市告示第22号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年3月17日から14日間

令和5年3月17日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
谷前岡本線	五ヶ庄日皆田53番地の3 五ヶ庄日皆田38番地	前	5.4 ～6.0	11.6	
	五ヶ庄日皆田53番地の3 五ヶ庄日皆田38番地	後	6.0 ～6.7	11.6	
横島町2号線	横島町落合145番地の27 横島町落合145番地の47先	前	6.1	17.8	
	横島町落合145番地の27 横島町落合145番地の47先	後	6.5 ～8.2	17.8	
横島町15号線	横島町千足91番地 横島町千足91番地	前	6.8 ～8.2	2.7	起点地番「横島町千足91番地」を「横島町千足71番地の1」に改正。
	横島町千足71番地の1 横島町千足71番地の1	後	6.8 ～9.5	2.7	
開町5号線	開町56番地の3 開町56番地の12	前	3.8	13.1	
	開町56番地の3 開町56番地の12	後	6.0	13.1	

宇治市告示第23号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年3月17日から14日間

令和5年3月17日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
谷前岡本線	五ヶ庄日皆田53番地の3 五ヶ庄日皆田38番地	令和5年3月17日
横島町2号線	横島町落合145番地の27 横島町落合145番地の47先	令和5年3月17日
横島町15号線	横島町千足71番地の1 横島町千足71番地の1	令和5年3月17日
開町5号線	開町56番地の3 開町56番地の12	令和5年3月17日

宇治市告示第24号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月17日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712	セリエ居宅介護支援事業所宇治五ヶ庄	株式会社セリエ	令和5年 3月31日	居宅介護支援
01115	宇治市五ヶ庄戸ノ内19番地の1			

公 告

宇治市公告第11号

自治功労者等の表彰について

宇治市表彰条例（昭和26年宇治市条例第53号）第3条の規定により、令和5年3月1日（市制記念日）に自治功労者及び永年勤続職員として表彰を受けた者の氏名及びその功績を次のとおり公告します。

令和5年3月17日

宇治市長 松村 淳子

1 自治功労者

氏名	功績
秋月 新治	平成24年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。
平田 茂	平成14年から現在まで保護司として、地域の犯罪予防と更生保護に大きく貢献された。
佐原 敏	平成4年に消防団入団。平成28年から現在まで副団長として、消防団の運営と消防行政の推進に大きく貢献された。
吉村 安広	平成4年に消防団入団。令和2年から現在まで副団長として、消防団の運営と消防行政の推進に大きく貢献された。
高木 啓暢	平成元年に消防団入団。令和4年から現在まで副団長として、消防団の運営と消防行政の推進に大きく貢献された。
天野 俊明	平成2年に消防団入団。令和4年から現在まで副団長として、消防団の運営と消防行政の推進に大きく貢献された。

2 永年勤続職員

石川 千絵	20年にわたり宇治市職員として、誠実勤勉にその職務に精励された。
一實 陽子	〃
上田 正教	〃
雲丹亀 範子	〃
雲丹亀 正記	〃
大島 由光	〃
大西 礼恵	〃
岡野 健太郎	〃
落合 和香子	〃
岸 幸子	〃
岸 ようすけ	〃
窪津 裕記	〃
倉辻 崇秀	〃
小出 一代	〃
小松 勉	〃
小山 親哉	〃
佐野 直美	〃

次郎内 悟	〃
高橋 一浩	〃
坪倉 武	〃
内藤 良	〃
中村 香世子	〃
中本 洋	〃
新納 史久	〃
西阪 亮	〃
伴野 大輔	〃
泥谷 敏士郎	〃
平木 悦生	〃
星野 ありさ	〃
森下 竜良	〃
森田 宏紀	〃
八幡 力	〃
山口 立彦	〃
山中 博臣	〃
山中 美由紀	〃
山本 速人	〃
吉川 貴之	〃

消 防 本 部

宇治市消防本部訓令第3号

宇治市消防職員表彰規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年12月9日

宇治市消防長 梅永 聖児

宇治市消防職員表彰規程の一部を改正する規程

宇治市消防職員表彰規程（平成5年宇治市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「課長及び分署長（以下「所属長」を「消防署長及び消防本部の課長（以下「上申者」に改める。

第8条第1項中「、所属長」を「、上申者」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他表彰することが適当でないと消防長が認めたとき。

別記様式中「所属長」を「上申者」に改め、「@」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会告示第1号

農地法第3条第2項第5号に規定する面積を廃止する告示を、次のとおり定める。

令和5年3月17日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

農地法第3条第2項第5号に規定する面積を廃止する告示

農地法第3条第2項第5号に規定する面積（平成21年宇治市農業委員会告示第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。